

令和2年(2020年)6月16日

前期生保護者の皆様

市立札幌開成中等教育学校
校長 廣川 雅之

通学区域について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に対して御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本校では通学区域を札幌市全域としており、出願資格を「保護者とともに通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者であること」としております。また、札幌市立中等教育学校通学区域規則においてもこのことが定められております。

つきましては、本校の前期課程（1～3年生）在籍中において、札幌市外へ転居(本人・保護者を含む)の場合、通学区域外となるため、本校を退学のうえ転校となりますのでお知らせいたします。なお、後期課程（4年次以降）においては、札幌市外へ転出した場合でも、通学可能な場合は引き続き本校に就学することができますので、併せてお知らせいたします。

【お問合せ 教頭 西村 里史 011-788-6987】

参考 札幌市立中等教育学校通学区域規則

平成25年4月1日教育委員会規則第4号

札幌市立中等教育学校通学区域規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市立の中等教育学校（以下「市立中等教育学校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立中等教育学校への就学（転学又は編入学による場合を含む。以下同じ。）に係る通学区域は、札幌市内全域とする。

(就学者)

第3条 市立中等教育学校に就学できる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）が札幌市内に住所を有する者である者とする。ただし、現に市立中等教育学校に就学している者であって、後期課程に在籍しているもの又は教育長が特に認めたものについては、その保護者が札幌市内に住所を有しないこととなった場合においても、引き続き当該市立中等教育学校に就学することができる。

附 則 この規則は、札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成25年条例第17号）の施行の日から施行する。

